

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十一号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。